平成２５年（フ）第５９６号
埼玉県桶川市西２丁目５番８号　ドリームハイツ桶川303号
債務者　山岸　祐子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６７８号
埼玉県朝霞市本町２丁目７番34―407号
債務者　軒　　光栄
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７２８号
さいたま市岩槻区宮町２丁目16番19号
債務者　月岡　道恵
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
新潟県長岡市宮内８丁目８番５号
債務者　佐藤　昌秀
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
新潟県柏崎市松波３丁目５番19―204号　市営松波町住宅Ｄ号棟
債務者　庭山　　健
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第１７７号
高知県南国市里改田951番地６
債務者　橋田　由佳
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７号
福岡県行橋市大字矢留1203番地89
債務者　梅木やよい
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
福岡県京都郡苅田町大字集2542番地　町営住宅城南団地411号
債務者　松永　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
福岡県行橋市南大橋１丁目７番３―346号、住民票上の住所福岡県遠賀郡遠賀町芙蓉２丁目７番16号
債務者　久保田　亮
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良字狩俣4108番地
債務者　平良　輝子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第８０７号
埼玉県川口市江戸３丁目34番３号　Ｓ・Ｓ・Ｓ川口寮
債務者　岸　　実
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２９３号
埼玉県八潮市大字古新田921番地16
債務者　伊藤　信高
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道岩内郡岩内町字東山69番地の10
債務者　杉山健太郎
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第９号
北海道紋別市上渚滑町11丁目３番地の６
債務者　多田　豊子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２５年（フ）第４１号
新潟県燕市秋葉町１丁目２番36号
債務者　早渡　正実
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８０号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の93　市営住宅１棟６号
債務者　尾崎　友好
1　決定年月日時　平成25年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５３号
三重県松阪市久保町1887番地85　ボナール103号室、前住所三重県松阪市久保町1300番地２
債務者　玉置　優子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
津地方裁判所松阪支部